

令和 7 年度採用
東京都公立学校臨時的任用教員・時間講師
採用候補者選考実施要項

令和 6 年10月 1 日

東京都教育委員会

目次	ページ
臨時的任用教員	
採用候補者選考実施要項	1～7
申込方法確認チャート	8
Q&A	9～11
時間講師	
採用候補者選考実施要項	12～17
Q&A	18～20
臨時的任用教員・時間講師 共通	
選考課題	21
勤務希望地区について	22
選考申込フォームの流れ	23～24

◇ 選考の申込みに関する問合せ先

東京都教育庁人事部職員課講師等任用担当

メール：S9000013@section.metro.tokyo.jp

メールの件名は「臨時的任用教員（又は時間講師）の選考の問合せ」としてください

所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎14階

※ 受付時間：平日 9:00～17:00（ただし、12:00～13:00の時間帯を除く。）

お問合せの際は、最初に「臨時的任用教員又は時間講師の選考の件」とお伝えください。

一 東京都公立学校臨時的任用教員採用候補者選考実施要項 一

令和 6 年 10 月 1 日

東京都教育委員会

東京都教育委員会では、東京都公立学校に勤務している教諭及び養護教諭等が妊娠出産休暇及び育児休業を取得する期間中、又は、病気休職や退職、学級増などによる欠員が生じた場合に、その代替となる臨時的任用教員の採用候補者選考を実施します。

臨時的任用教員の勤務時間や職務内容は正規教員と同様で、授業を行うだけでなく学級担任や校務分掌も担当します(授業のみを担当する時間講師(非常勤講師)とは、勤務内容が異なります。)。

第 1 対象職種及び応募資格

1 対象校種	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	
2 対象職種	教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、助教諭	
3 応募資格	①免許状等	【教諭・養護教諭】 応募する校種・教科等に必要な普通免許状若しくは特別免許状を取得済みの者又は令和 7 年度中に取得見込み、かつ、令和 7 年度中に任用可能な者 【実習助手】 免許等不要 ただし、高等学校又は高等専門学校を卒業した者又は令和 6 年度卒業見込み、かつ、令和 7 年度中に任用可能な者 【寄宿舎指導員】 以下、ア又はイのいずれかに該当する者 ア 応募する校種・教科等に必要な普通免許状若しくは特別免許状を取得済みの者又は令和 7 年度中に取得見込み、かつ、令和 7 年度中に任用可能な者 イ 保育士資格を取得済みの者又は令和 7 年度中に保育士資格を取得見込み、かつ、令和 7 年度中に任用可能な者 【助教諭】 応募する校種・教科等に必要な臨時免許状を取得済みの者又は令和 6 年度中に取得見込み、かつ、令和 7 年度中に任用可能な者 臨時免許状については、「第 9 助教諭の採用について」を事前にご確認ください。 ※令和 7 年度現在大学在学中等により令和 7 年度中の勤務が不可の場合は選考対象外となります。
	②欠格事由	地方公務員法第 16 条(欠格条項)及び学校教育法第 9 条(欠格事由)に該当しない者 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に該当しない者
	③受験状況	令和 7 年度東京都公立学校臨時的任用教員採用候補者選考を一度も受験していない者
	④その他	令和 5 年度または令和 6 年度東京都公立学校臨時的任用教員採用候補者選考合格者のうち、名簿登載期限が令和 8 年 3 月 31 日以降の者は、 <u>本選考申込対象外</u>

第2 選考区分

名簿登載選考は、「A区分」「B区分」の各選考区分により実施します。選考区分により対象者が異なりますので、この要項の内容を御確認の上申込手続を行ってください。

選考区分	対象者	申込方法
A区分	応募資格の①から④の要件を全て満たす者で、令和4年4月1日以降、東京都公立学校臨時的任用教職員として <u>3月以上任用経験（実際の勤務実績）がない者</u>	WEB申込み
B区分	応募資格の①から④の要件を全て満たす者のうち、以下、アからウのいずれかに該当する者 ア 令和6年度期限付任用教員採用候補者名簿登載者 イ 令和7年度期限付任用教員採用候補者名簿登載者 ウ 令和4年4月1日以降、東京都公立学校臨時的任用教員として <u>3月以上任用経験（実際の勤務実績）がある者</u>	

※上記要件の3月以上の任用経験（実際の勤務実績）については、申込時点で、3月以上の勤務はしていない場合は、要件を満たしておらず、A区分に該当することとなります。

【例】

選考申込日：令和6年10月1日

発令済任用期間：令和6年9月1日～令和7年3月24日

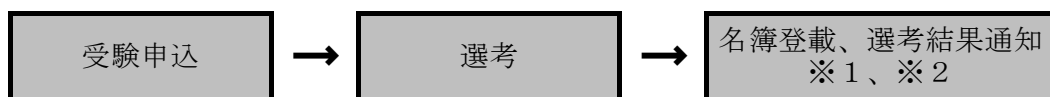
（令和4年4月1日～令和6年8月31日まで任用経験なし）

→申込時点の10月1日時点では、実際の勤務実績は3月以上ないため、A区分に該当します。

申込日が12月1日以降の場合、実際の勤務実績は3月以上あるため、B区分に該当します。

第3 選考手続

1 選考の流れ



※1 名簿登載期間 合格日から令和10年3月31日まで

※2 申込後、およそ1～2か月程度で郵送によりお知らせします。申込時期や選考状況により前後します。また、選考の詳細については、お問合せいただいても一切お答えできません。

2 申込方法

申込方法	WEB申込
WEB申込 (インターネット)	<申込期間> 令和6年10月1日(火)10:00から令和7年9月30日(火)17:00まで
	<申込ページ> 選考申込フォーム https://www.kyoinsaiyopr.metro.tokyo.lg.jp/rj/information/entry.html
	※東京都教育委員会ホームページの採用情報ページからもアクセスできます。 東京都教育委員会HP>採用情報>教員系職員>東京都公立学校臨時的任用教員・時間講師の募集について【令和7年度採用名簿登載選考】>名簿登載選考の選考申込フォーム
	<注意事項> ◆申込完了後に、申込時に登録したメールアドレス宛てに申請状況が確認できるURLリンクが記載されたメールが自動送信されます。このメールは再送信できませんので、削除等されないよう十分に御注意ください。



留意事項	◆やむを得ない事情があると認めた場合を除き、郵送・持参による申込みは受け付けませんので、WEB申込みを行ってください。 ◆申請内容に不備がある場合は、受け付けできない場合があります。
------	---

3 申込時の必須事項

	A区分	B区分	入力事項	注 意 事 項
①	必須	必須	受験申込	インターネット画面で必要事項を入力して送信してください。詳細はWEB申込ページの案内を参照してください。
②	必須		選考課題	インターネット画面で選考課題を入力して送信してください。詳細はWEB申込ページの案内を参照してください。

このページの記載のほかに9ページ以降のQ & Aを御確認の上、準備してください。

4 選考方法

申請された内容に基づいて審査を行います。東京都公立学校の教員（正規教員、再任用教員、非常勤教員、臨時的任用教員等）として勤務した経験のある者については、これまでの勤務実績等も含めて選考します。

5 選考結果の通知

選考実施後に選考結果通知書を送付します（受験申込時に登録の住所に送付します）。選考結果通知書は、任用時に必要となる重要な書類です。選考結果通知書の再発行は受け付けませんので大切に保管してください。選考結果の通知が届く前に、学校から連絡が入る場合もあります。

なお、必要な提出書類を確認できなかった場合は、選考の辞退として取り扱いますので選考結果通知書は送付しません。

第4 名簿登載

臨時的任用教員名簿登載の基準に達したと判断された者を、東京都公立学校臨時的任用教員採用候補者として名簿に登載します。

1 名簿登載期間

名簿登載期間は、合格日から令和10年（2028年）3月31日までです。

2 名簿登載の取消し

以下の事項に該当する場合は、登載期間にかかわらず、名簿登載を取り消します。

- (1) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (2) 心身の故障等により、東京都教育委員会が臨時的任用教員として勤務することが困難と認めた場合
- (3) 非違行為その他の事由により、東京都教育委員会が臨時的任用教員としての適性を欠くと認めた場合
- (4) 東京都公立学校教員として正規採用された場合
- (5) 名簿登載者本人から、書面により名簿登載辞退の申出があった場合
- (6) 選考の過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合

3 名簿登載事項の変更

住所、氏名について変更が生じた場合は、以下の方法により届け出てください。原則として電話等での変更は受け付けません。また、名簿登載教科の変更は受け付けません。

- (1) 東京都公立学校に勤務中の場合は、勤務校に履歴事項異動届を提出してください。
- (2) 東京都公立学校に勤務中でない場合又は履歴事項異動届に記載の無い事項については、東京都教育委員会のHP内の東京都公立学校臨時的任用教員の募集ページに掲載されている、名簿登載事項異動届の届出フォームで申請してください。

<名簿登載事項異動届の届出フォーム>

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/recruit/teacher/selection_application-form_about_change.html



第5 名簿登載以降の流れ

学校で産休、育業に伴う欠員が生じた場合、学校、地区の教育委員会又は公益財団法人東京都教育支援機構TEPROが名簿登載者と連絡を行った上で、学校が面談等を行います(※)。学校が当該名簿登載者の採用を希望した場合は、任命権者である東京都教育委員会が任用の可否を決定します。名簿登載者との連絡の際、名簿登載教科以外の教科での連絡がある場合があります。特に、小学校全科は例年代替教員が不足しており、小学校教諭免許を有していない方に小学校専科等での任用打診を行う場合があります。学校又は教育委員会が名簿登載者と連絡を取る際には、選考申込時に登録の電話番号又はメールアドレスにかける場合が多いため、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

また、名簿登載者の方から採用募集案件を閲覧できる「採用情報マッチング支援システム」を使用して応募することもできます。

採用情報マッチング支援システムについては合格者に送付する案内を確認してください。

なお、欠員が生じる時期・校種・教科等の状況により、名簿登載者であっても必ず採用されるとは限りません。東京都教育委員会では、個別の地域・学校等の採用予定状況については把握しておりませんので、問合せには一切お答えできません。

選考に合格したものの、他の職業に就いているなどの事情で、一定期間、東京都の臨時的任用教員として勤務できない場合は、採用情報マッチング支援システムで「勤務を希望しない期間」の登録を行ってください。この場合は、名簿登載の辞退とはならず、勤務不可期間経過後に名簿登載者として扱います。学校又は教育委員会に電話で勤務できない旨を伝えるだけでは、勤務不可期間の申出とはなりませんので御注意ください。

また、定期的に名簿登載者の状況把握を目的とした現況確認の御連絡を差し上げることがございますので御承知おきください。

※ 産休、育業以外の事由による欠員が生じた場合は、「第8 期限付任用教員について」のとおり取り扱います。

第6 採用後の勤務条件

1 任用期間

産休育業代替教員の任用期間は、産休育業を取得する教員の妊娠出産休暇(原則、出産前後16週以内)及び育児休業(養育する子が満3歳に達する日まで)の期間内となります。ただし、代替教員の任用は年度ごとに決定されるため、最長1年を超えない範囲での任用となります。

病気休職や学級増による代替教職員の任用期間は、最長で1年間です。ただし、任用は6か月を超えない期間で行い、一度に限り、6か月を超えない期間で更新することができます。なお、こちらも年度を超えての任用はありません。

また、当該教員の産休育業の期間が当初の予定より短くなった場合は、任用事由が消滅するため、臨時的任用教員の任用期間も同様に短縮されますので御留意ください。

2 給与

任用者の給与モデル（給料月額＋教職調整額＋地域手当＋義務教育等教員特別手当＋給料の調整額（該当者のみ））は下表のとおりです。採用前に有用な経験がある場合は、一定の基準で加算されます（上限あり）。

なお、任用期間の始め又は終わりが月の途中の場合は、その月の給与は日割計算となります。ただし、通勤手当など一部の手当は、採用された月の翌月から支給され、採用月の通勤に要する費用を旅費として支給します。

給与モデル① 【教諭又は養護教諭（職務の級：２級）】※１、２

号給	小学校・中学校 ・高等学校	特別支援学校	備考
１号給	約２４４，７００円	約２５７，５００円	新卒者（短大卒）
：	：	：	：
９号給	約２６５，１００円	約２７８，９００円	新卒者（大学卒）
：	：	：	：
７７号給	約４２９，３００円	約４４６，６００円	加算限度号給（※３）

※１ いずれも都内（島しょを除く）の学校に勤務する場合（令和６年４月１日現在）

※２ 支給要件を満たす場合には、他の手当（通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等）も支給されます

※３ 加算限度号給（７７号給）に達する場合（例：大学卒業後、１７年以上正規教員としての任用がある者

給与モデル② 【寄宿舍指導員（職務の級：１級）】※１、２

号給	養護学校等	備考
１号給	約２１６，６００円	新卒者（高校卒）
：	：	：
２１号給	約２６４，５００円	新卒者（大学卒）
：	：	：
５３号給	約３１９，７００円	加算限度号給（※４）

※４ 加算限度号給（５３号給）に達する場合（例：大学卒業後、８年以上正規教員としての任用がある者

給与モデル③ 【実習助手又は助教諭（職務の級：１級）】※１、２

号給	小学校・中学校 ・高等学校	特別支援学校	備考
１号給	約２０５，８００円	約２１６，６００円	新卒者（高校卒） （※５）
：	：	：	：
２１号給	約２５１，３００円	約２６４，５００円	新卒者（大学卒）
：	：	：	：
５３号給	約３０５，７００円	約３１９，７００円	加算限度号給（※６）

※５ 助教諭の場合、高校卒は不可。実習助手の場合、大学卒であっても高校卒として取り扱う。

※６ 加算限度号給（５３号給）に達する場合（例：大学卒業後、８年以上正規教員としての任用がある者

3 勤務時間、休暇等

勤務時間は、正規の教員と同様です。

休暇については、年次有給休暇の取扱いが任用期間等により異なるなど、特例がありますので、採用時、学校に確認してください。

また、育児休業、育児短時間勤務、配偶者同行休業及び大学院修学休業はできませんが、部分休業は利用できます。

なお、校長等の許可なく兼業・兼職することはできません。

4 社会保険の加入

臨時的任用教員として採用された場合には、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の定めるところにより、任用期間が2か月を超えることが見込まれる場合、加入します。

5 退職手当等

6か月以上の任用期間で退職した場合は、退職手当が支給されます。退職手当は、給与(給料月額+教職調整額+給料の調整額(該当者のみ))に任用期間に応じた支給率を乗じた金額となります。また、12か月以上の任用期間で退職した者のうち、失業状態にあり、退職時の退職手当の金額が、雇用保険法の規定による給付額に満たない場合は、その差額を「失業者の退職手当」として給付申請することができます。

なお、申請方法等については、退職時の勤務先の事務担当者に問い合わせてください。

第7 東京都公立学校教員採用候補者選考受験予定者への留意点

○ 東京都公立学校臨時的任用教員採用候補者選考との併願について

東京都公立学校臨時的任用教員・時間講師採用候補者選考(以下、「本選考」という。)と、東京都公立学校教員採用候補者選考(以下、「教員採用選考」という。)はそれぞれ異なる選考です。それぞれの選考に申し込むことはできますが、応募要件が異なりますので御注意ください。

また、教員採用選考の申込時に、期限付任用教員採用候補者名簿及び臨時的任用教員候補者名簿登載を希望されて、期限付任用教員採用候補者名簿に登載された場合は、令和7年5月1日以降、臨時的任用教員採用候補者名簿にも登載されます。それ以外の方は、本選考の名簿登載者とはなりません。臨時的任用教員としての勤務を希望される場合は、教員採用選考とは別に、必ずこの選考にもお申し込みください。

○ 臨時的任用教員任用経験者の教員採用選考受験における取扱い

臨時的任用教員として一定期間任用された者は、その職務経験を基に翌年度以降の教員採用選考において選考方法の一部が免除となる場合があります。

選考方法の免除及び加点の要件の詳細等については東京都公立学校教員採用ポータルサイトを参照してください。

【東京都公立学校教員採用候補者選考に関する情報】

東京都公立学校教員採用ポータルサイト

<https://www.kyoinsaiyopr.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

第8 「期限付任用教員」について

期限付任用教員とは、年度途中の教員の病気休職や退職、学級増などで欠員が生じた場合(以下、「病気休職等の欠員」という。)に任用される臨時的任用教員であり、別途「東京都公立学校教員採用候補者選考」による名簿登載制度があります。病気休職等の欠員は、原則として、この「期限付任用教員採用候補者名簿」の登載者から任用しますが、「期限付任用教員採用候補者名簿」の登載者全員が既に任用されてしまった場合等、採用候補者が見つからない場合には、本選考の名簿登載者から任用することがあります。

第9 助教諭の採用について

本選考合格者のうち、以下の①及び②の条件に該当する者は、助教諭として任用することが可能です。

- ①本選考申込時に助教諭としての任用を希望した者
- ②任用開始日までに、任用先の学校で必要な校種・教科の助教諭免許状（臨時免許状）を取得もしくは取得見込の者

※ 助教諭免許状（臨時免許状）は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与できるとされており、授与が可能な校種・教科は限られます。

授与の手續に当たっては、学校が助教諭として採用を希望した場合、名簿登載者は臨時免許状を取得する手續を行ってください。臨時免許状の手續に当たっては、採用が具体的に進んだ時点で、当該都立学校（区市町村立学校にあっては、当該学校を所管する区市町村教育委員会）から選考課免許担当にお問い合わせください。

なお、他道府県発行の助教諭免許状（臨時免許状）は東京都では無効ですのでご注意ください。

第10 臨時的任用教員の折衝支援について

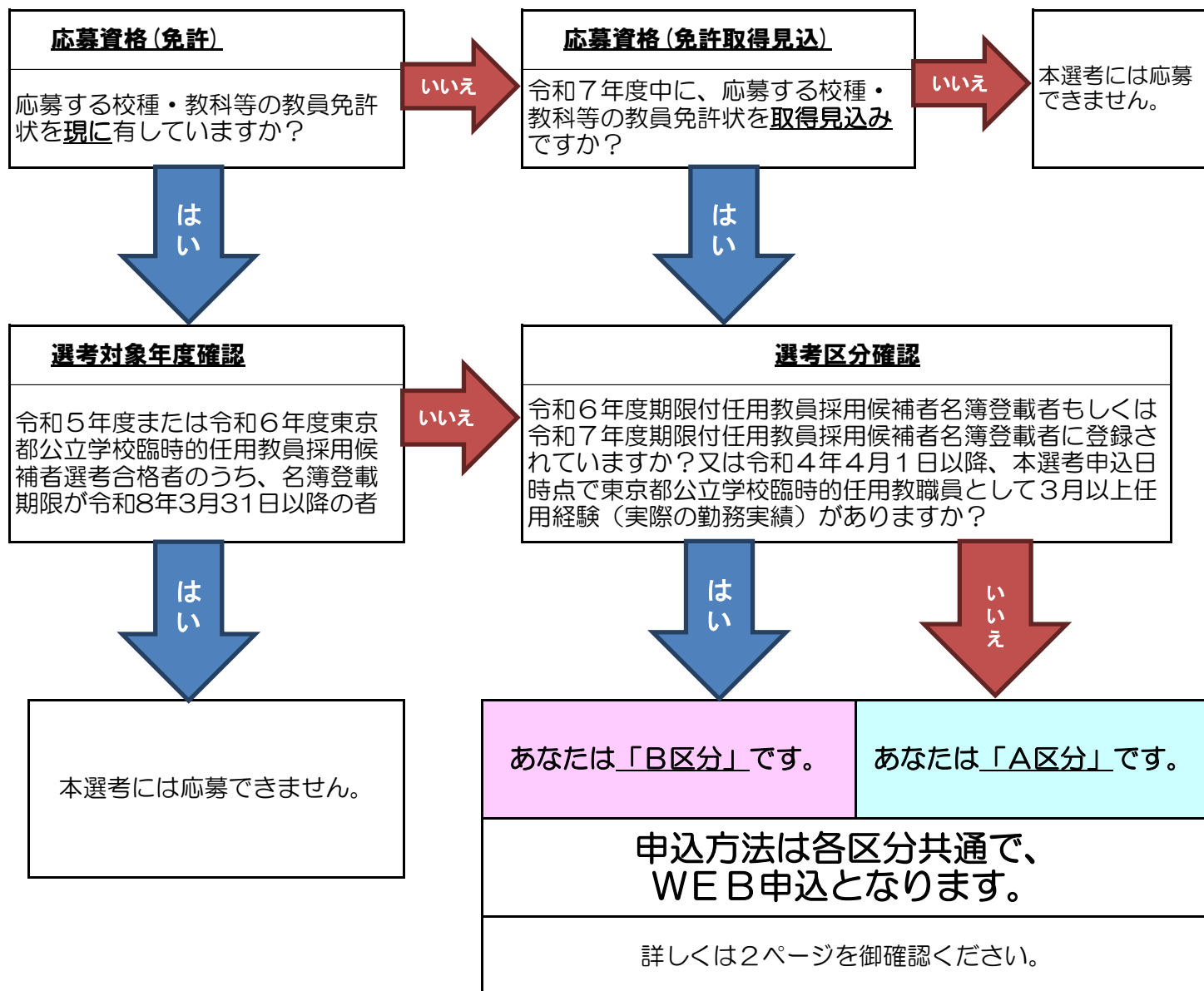
令和5年度より、臨時的任用教員の折衝支援制度が開始しました。

名簿登載者に対しては、学校からの依頼に基づき、公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）からメール又は電話にて任用の打診のご連絡を行う場合があります。ご案内した案件について任用を希望された方を、TEPROから依頼元の学校に紹介いたします。その後は名簿登載者と学校とで面談等を行っていただき、勤務条件等について両者が合意に至れば任用内定となります。

TEPROへの情報提供を希望しない場合には、人事部職員課講師等任用担当までメールでご連絡ください。

なお、東京都教育委員会では、候補者の仲介・斡旋は行っておりませんので、各学校の募集状況や教科ごとの採用状況等についてのお問合せには一切お答えできません。

申込方法確認チャート （臨時的任用教員 教諭・養護教諭の場合）



Q & A

以下のQ & Aは代表的なものを掲載しております。その他のQ & Aについては、東京都教育委員会HP上のチャットボットでも確認することができますので、そちらもご参照ください。
<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/recruit/teacher/part-time.html>

< 1 応募資格 >

1 教員免許状が失効してしまっていますが、臨時的任用教員として応募することはできますか？
応募は可能です。ただし、選考に合格した場合でも、免許状の再授与申請が完了するまで臨時的任用教員としての任用はできません。具体的には、教諭、養護教諭が該当します。
2 教員免許状を取得見込みですが、応募することはできますか？
令和7年度中に取得見込み、かつ、令和7年度中に任用可能な方は応募可能です。
3 現在の住所は都内ではありません。応募することは可能ですか？
他道府県や海外に在住の方も応募は可能です。
4 他県の臨時的任用教員として勤務予定です。応募することは可能ですか？
現在在職中の方も応募は可能です。在職中で東京都の臨時的任用教員としての任用を希望しない期間がある場合は、「この日まで勤務を希望しない期間」を入力してください。
5 現在、東京都の時間講師をしています。応募することは可能ですか？
応募することは可能です。ただし、臨時的任用教員と時間講師を兼職することはできません。
6 現在、期限付任用教員採用候補者名簿に登録されています。応募することは可能ですか？
応募することは可能です。ただし、産休育業代替教員としての任用が決まった場合は、選考課へ所定の届出が必要です。
7 年齢制限はありますか？
年齢制限はありません。

< 2 選考区分 >

8 令和5年度（または令和6年度）の選考に合格しましたが、早めに名簿登載期間を更新しておきたいため選考に申し込みたいです。その場合の申込区分はどちらになりますか？
令和5年度または令和6年度東京都公立学校臨時的任用教員採用候補者選考合格者のうち、名簿登載終了期限が令和8年3月31日以降の者は、本選考申込対象外です。
9 以前名簿登載されたことがありますが、現在は名簿登載されていません。その場合、どちらの区分で応募すればよいですか？
令和6年度期限付任用教員採用候補者名簿登載者、もしくは、令和7年度期限付任用教員採用候補者名簿登載者、又は、令和4年4月1日以降、東京都公立学校臨時的任用教員として3月以上任用経験（実際の勤務実績）がある方については「B区分」となります。いずれの条件にも該当しない方は「A区分」となります。
10 2年前にこの選考に合格し、「中学校英語」で名簿に登録されています。小学校全科の免許状を取得したため、今後は小学校での勤務を希望しています。名簿登載教科を変更することはできますか？
名簿登載教科を変更することはできません。ただし、名簿登載者の方が使用できる「採用情報マッチング支援システム」で「受験教科・科目等」をご自身の勤務希望の教科に変更することができます。

< 3 申込方法 >

11 郵送による申込はできますか？
原則としてインターネットからのWEB申込のみとなります。

< 4 受験申込 >

12 中学校か高校のどちらかでの勤務を希望しているのですが、「希望教科」は二つ選べますか？

希望教科については二つまで選ぶことが可能です。取得済みもしくは取得見込の免許状の教科しか選択できませんのでご注意ください。なお、選んだ教科のみでしか勤務できないということではなく、例えば、中学校の英語を選択し合格された場合でも、高校の英語の免許を所持していれば、高校での勤務も可能です。また、名簿登載者の方が使用できる「採用情報マッチング支援システム」で「受験教科・科目等」をご自身の勤務希望の教科に変更することができます。

※受験する教科以外に採用を希望する教科がある場合は、「免許状の取得状況」欄に当該免許状情報もあわせて入力してください。

13 特別支援学校・特別支援学級を希望していますが、選考申込時の「受験教科・科目等」はどれを選べばいいですか？

保有している免許状の校種（例：小学校全科の免許を保有している場合は、小学校）を選択していただき、通常学級の勤務を希望しない場合は、「配置先等の希望」欄で「特別支援学校・特別支援学級のみ希望」を選択してください。

14 転居の予定があります。何日現在の住所を入力すればいいですか？

申込日現在の住所を入力してください。名簿登載された場合は、速やかに「名簿登載事項異動届」を提出してください。

15 メールアドレスの入力は必須ですか？

メールアドレスの入力は必須項目です。メールアドレスを入力いただけない場合、任用に関するご連絡や、採用情報マッチング支援システムのご利用にあたり不都合が生じる場合があります。

16 免許取得見込みのため、免許状番号や授与年月日が分かりません。どう入力すればよいですか？

免許取得見込みの方は、免許校種・免許種別・免許教科のみ入力してください。免許番号の欄は空欄で構いません。授与年月日・授与権者の欄は現時点の見込みで入力してください。

17 現在、1種免許状を取得済ですが、専修免許状を取得見込みです。どちらを入力すればよいですか？

取得済みである1種免許状を入力してください。

18 特別支援学校の免許状を保有しており、「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の三つの領域が記載されています。「免許状の取得状況」の欄にはどのように入力すればいいですか？

それぞれの領域ごとに一行ずつ入力してください。ただし、入力できる免許は5件までのため、希望順に入力してください。なお、第一希望教科及び第二希望教科の免許状は必ず入力してください。

19 職歴がたくさんあり、「職歴」欄に入力しきれませんが、どうすればいいですか？

全て記載する必要はありません。**新しい順に上から**入力してください。産休代替と育業代替は通算して入力してかまいません。また、アルバイト・パート期間は入力不要です。

20 現在、民間企業で正社員として雇用期間の定めがなく働いてますが、「職歴」欄の終了年月日はどのように入力すればいいですか？

雇用期間の定めがなく、現時点で退職等の予定もない場合、終了年月日は「在職中」と入力してください。

21 「勤務を希望しない期間」の欄はどういう場合に入力すればいいですか？

名簿登載者は名簿登載日以降、産休育業代替として勤務可能ですが、現在在職中の方で、現在の勤務を優先する場合にいつまで任用不可か日付を入力してください。なお、この欄は名簿登載後の事務手続に必要な欄であり、選考の内容には一切影響しません（任用を希望しないことを理由として不合格になることはありません。）。

22 選考申込が完了した後に届いたメールを確認したら、入力した内容に誤りがありました。どうしたらいいですか？

S9000013@section.metro.tokyo.jpのメールアドレス宛てに、本文に「K07から始まる受付番号・氏名・生年月日」を明記し、メール件名を「令和7年度臨時的任用教員・時間講師採用候補者選考の申込内容修正」としてメールをお送りください。選考の進捗状況によっては修正できる場合があります。

<5 その他>

23	臨時的任用教員として実際に採用された場合、自分自身の給与がどれくらいになるのか知りたいのですがどうしたらいいですか？
採用時にそれまでの職歴に関する在職証明書を提出いただきます。その上で初めて給与が決定されるため、お問い合わせいただいてもお答えすることはできません。なお、給与モデルは、要項の5ページをご覧ください。	
24	選考結果通知はメールで届きますか？
選考結果通知書は必ず郵送でお送りいたします。メール等ではお送りしておりません。	
25	申し込みをした選考の選考結果を教えてください。
選考結果につきましては、お電話やメールでの照会を承っておりません。 選考の可否に関わらず郵送で選考結果通知書をお送りいたしますので、選考結果通知書が届くのをお待ちください。	
26	選考の進捗具合が気になる場合はどうすればいいですか？
選考の進捗状況については、個別のお問い合わせにはお答えできません。選考の可否に関わらず選考結果通知書をお送りいたしますので、選考結果通知書が届くのをお待ちください。	
27	選考申込が完了した後に届いたメールに、申請状況を確認できるURLの記載がありました。これで選考の進捗状況を確認することはできますか？
メールに記載のURLにアクセスすると現在の申請状況が表示されますが、この表示と実際の選考手続きの進捗状況は一致しません。選考の進捗状況についてお問い合わせいただいても回答できませんので、選考結果通知書が届くのをお待ちください。	

一 東京都公立学校時間講師採用候補者選考実施要項 一

令和 6 年 10 月 1 日

東京都教育委員会

東京都教育委員会では、東京都公立学校の各学校において、正規教員以外に時間講師で対応する授業時間数が生じた際に、時間講師の方を採用し、各授業を担当していただいております。

この選考は、令和 7 年度に東京都公立学校時間講師として採用する候補者を名簿登載するために実施します。

なお、名簿登載されても必ず採用されるとは限りませんので、御承知おきください。

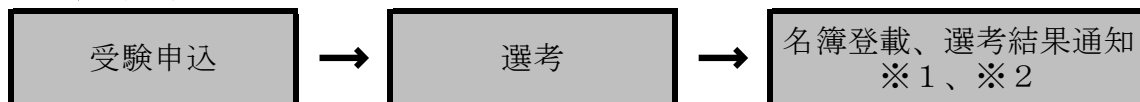
第 1 対象校種及び職務内容、応募資格並びに身分等

1 対象校種 及び職務 内容	校種（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）	
	職務内容（授業、授業の実施に付随する業務、研修）	
2 応募資格	①免許状	希望する校種・教科等の教員免許状（普通免許状、臨時免許状、特別免許状等）を取得済みの者又は令和 7 年度中に取得見込みの者
	②欠格事由	地方公務員法第 16 条（欠格条項）及び学校教育法第 9 条（欠格事由）に該当しない者 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に該当しない者
	③受験状況	令和 7 年度任用に係る時間講師採用候補者選考（現職選考含む）を一度も受験していない者
3 身分等	職名 時間講師 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員 ※ 地方公務員法及び教育公務員特例法の適用あり	

※ 令和 6 年 11 月 1 日時点で東京都教育委員会発令で任用されている時間講師（兼職講師及び条件付採用期間中の時間講師を除く）は現職選考の対象者となります。対象者には 11 月頃に勤務校から現職選考の案内がありますので、原則として現職選考にお申込みください。

第 2 選考手続

1 選考の流れ



※ 1 名簿登載期間 名簿登載日から令和 8 年 3 月 31 日まで（名簿登載日は 4 月 1 日以降となります）

※ 2 申込後、およそ 1～2 か月程度でお知らせします。申込時期や選考状況により前後します。
また、選考の詳細については、お問合せいただいても一切お答えできません。

2 受験申込

申込方法	WEB 申込	
WEB 申込み (インターネット)	< 申込期間 >	令和 6 年 10 月 1 日 (火) 10 : 00 から令和 7 年 9 月 30 日 (火) 17 : 00 まで
	< 申込ページ >	選考申込フォーム https://www.kyoinsaiyopr.metro.tokyo.lg.jp/rj/information/entry.html
	※東京都教育委員会ホームページの採用情報ページからもアクセスできます。 東京都教育委員会 HP > 採用情報 > 教員系職員 > 東京都公立学校臨時的任用教員・時間講師の募集について【令和 7 年度採用名簿登載選考】> 名簿登載選考の選考申込フォーム	
	< 注意事項 >	◆申込完了後に、申込時に登録したメールアドレス宛てに申請状況が確認できる URL リンクが記載されたメールが自動送信されます。このメールは再送信できませんので、削除等されないよう十分にご注意ください。



留意事項

- ◆やむを得ない事情があると認めた場合を除き、郵送・持参による申込みは受け付けませんので、WEB申込みを行ってください。
- ◆申請内容に不備がある場合は、受け付けできない場合があります。

3 申込時の必須事項

入力事項		注 意 事 項
①	受験申込	インターネット画面で必要事項を入力して送信してください。詳細はWEB申込みページの案内を参照してください。
②	選考課題	インターネット画面で選考課題を入力して送信してください。詳細はWEB申込みページの案内を参照してください。

このページの記載のほかに18ページ以降のQ & Aを御確認の上、準備してください。

4 選考方法

申請された内容に基づいて審査を行います。東京都公立学校の教員（正規教員、再任教員、非常勤教員、臨時的任用教員等）として勤務した経験のある者については、これまでの勤務実績等も含めて選考します。

時間講師名簿登載の基準に達したと判断された者を東京都公立学校時間講師採用候補者として名簿に登載します。

5 選考結果の通知

選考実施後に選考結果通知書を電子文書又は郵送で送付します。電子文書での選考結果通知は、時間講師のみお申込みの方のみ選択可能です。（臨時的任用教員との併願受験者は、合格した際の欠格事由照会様式を郵送で送付する必要があるため、郵送での選考結果通知となります。）選考結果通知は、受験申込時に登録の住所又はメールアドレス宛てに送付します。90日のダウンロード期限がありますので、必ず期間内にダウンロードしてください。

選考結果通知書は、任用時に必要となる重要な書類です。選考結果通知書の再発行は受け付けませんので大切に保管してください。選考結果の通知が届く前に、学校から連絡が入る場合もあります。

なお、必要な提出書類を確認できなかった場合は、選考の辞退として取り扱いますので選考結果通知書は送付しません。

第3 名簿登載

選考の結果、合格となった者について、「東京都公立学校時間講師採用候補者名簿」に登載します。

1 名簿の有効期間

採用候補者名簿は、名簿登載日から令和8年3月31日までの1年以内の任用において、有効な名簿となります（名簿登載日は4月1日以降となります）。

2 名簿登載の取消し

以下の事項に該当する場合は、登載期間にかかわらず、名簿から削除します。

- (1) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (2) 心身の故障その他の理由により、東京都教育委員会が時間講師としての適性を欠くと認めた場合
- (3) 名簿登載者本人から、書面により名簿登載辞退の申出があった場合

3 名簿登載事項の変更

住所、氏名について変更が生じた場合は、以下の方法により届け出てください。電話等での変更は受け付けません。

- (1) 東京都公立学校に時間講師として勤務中の場合は、勤務校に履歴事項異動届を提出するとともに、名簿登載事項異動届をWEBで提出してください。
- (2) 東京都公立学校に時間講師として勤務中でない場合は、名簿登載事項異動届をWEBで提出してください。

＜名簿登載事項異動届の届出フォーム＞

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/recruit/teacher/selection_application-form_about_change.html



第4 名簿登載以降の流れ

学校で正規教員以外に時間講師で対応する授業時間数が生じた際に、学校は名簿登載された採用候補者と連絡を取り、面談等を行います。学校が当該採用候補者の採用を希望した場合は、任命権者である東京都教育委員会が任用の可否を決定します。学校が採用候補者と連絡を取る手段は、選考申込時に登録の電話番号やメールアドレスに連絡する方法のほか、採用候補者の方が「採用情報マッチング支援システム」を使用して採用募集案件に応募した内容を確認し連絡する方法の2通りがあります。

採用情報マッチング支援システムについては、合格者に送付する書類を確認してください。

また、時間講師で対応する授業時間数が生じる時期・校種・教科等の状況により、採用候補者であっても必ず採用されるとは限りません。東京都教育委員会では、個別の地域・学校等の採用予定状況については把握しておりませんので、問合せには一切お答えできません。

第5 採用後の勤務条件

1 任用期間

時間講師の任用期間は、任用事由（教科編成上の端数時数、病休等の臨時的欠員等）により異なりますが、時間講師の任用は年度ごとに決定されるため、一会計年度を超えない範囲となります。

また、任用事由は期間途中で消滅する場合があります。その場合は、任用根拠が消滅するため、時間講師の任用について、任用期間の短縮や時数の減少が生じますので御留意ください。

2 条件付採用

時間講師は、1か月の条件付採用期間（※）を経て、正式採用されます。

※ 採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合、15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。

3 勤務地

時間講師の勤務地は、任用される東京都公立学校となります。

4 勤務時間

勤務時間は、教科その他の東京都教育委員会が定める授業に要する時間、東京都教育委員会が定める授業の実施に付随する業務に従事する時間、東京都教育委員会が定める基準により研修の命令を受けた時間となります。

1週間当たりの勤務時間は26時間以内、1日当たりの勤務時間は8時間以内となります。

勤務時間は1時間単位です（50分授業の場合、残りの10分は教材準備等の時間となります。）。

勤務時間は、原則、暦日を単位として、月曜日から金曜日までの間に割り振られますが、土曜日授業など、教育委員会が特に必要と認める場合は、土曜日に勤務時間を割り振ることがあります。

国民の祝日及び年末年始の休日（12月29日から1月3日まで）（以下「休日」という。）は、原則として勤務しないものとします。勤務時間を割り振られている日が「休日」に当たるときは、あらかじめ任用期間の範囲内で勤務時間の振替をします。

なお、勤務校の都合により、勤務校で業務ができない場合で、かつ、他の日に勤務時間を振り替えることができない場合は、所属長からの承認を得て自宅勤務をすることができます。

また、公開授業が実施される場合や、学校行事や時間割の変更により授業が実施できない場合、長期休業期間など、教育委員会が特に必要と認める場合は、任用期間の範囲内で、月曜日から金曜日までのほか、日曜日、土曜日又は休日に勤務時間を振り替える場合があります。

休憩時間については、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分以上の休憩時間を、勤務時間の途中に設けることになります。

5 休暇等（令和6年4月1日時点）

時間講師の休暇には、年次有給休暇や公民権行使等休暇、夏季休暇（一定の要件を満たす場合）、慶弔休暇等、各種休暇があります。年次有給休暇の取扱いは、下記の表のとおりです。

年次有給休暇

【4/1から翌年3/31まで任用される場合】 週当たり勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
【上記以外の場合】 任用期間中の勤務日数		217日 以上	169日 ～ 216日	121日 ～ 168日	73日 ～ 120日	48日 ～ 72日
在職期間	1年未満	10日	7日	5日	3日	1日
	1年	11日	8日	6日	4日	2日
	2年	12日	9日	6日	4日	2日
	3年	14日	10日	8日	5日	2日
	4年	16日	12日	9日	6日	3日
	5年	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

- ※ 表中の「勤務日数」は勤務する学校ごとの日数となります。年次有給休暇は勤務する学校ごとに付与されます。
- ※ 前年度に付与した日数のうち使用しなかった日数は当該年度引き続いて任用された場合に限り繰越しが可能です。
- ※ 公務に支障がないと認められる場合は、時間単位の取得が可能です。
- ※ 常勤職員や東京都で任用される他の会計年度任用職員としての勤務と時間講師としての勤務が継続していると認められる場合は、付与日数を算定する際の在職期間に通算します。

6 報酬（令和6年4月1日時点）

時間講師の報酬は勤務時間数と1時間当たりの報酬額に応じて、次の式によって計算して得た額を支給します。1時間の報酬単価は、経験区分に応じて、1,900円から3,390円まで（令和6年4月1日時点）となります。

（1）月の初日から末日までの勤務の場合

（1時間当たりの報酬額）×（月曜日から金曜日までの1週間当たりの勤務すべき勤務時間数）×52週÷12月＋（1時間当たりの報酬額）×（当該月の土曜日に勤務すべき勤務時間数）

（2）月の途中で任用、退職があった場合

（1時間当たりの報酬額）×（当該月に勤務すべき勤務時間数）

- ※ 中学校の通信による教育、高等学校の通信制課程に勤務する場合
（1時間当たりの報酬額）×（当該月に勤務した実勤務時間数）

また、通勤手当相当額を別途支給します。（上限2,600円／日）

1 時間当たりの報酬額

教育職員としての経験年数等		時間額（本則）
経験区分	経験年数	
1	1 年未満	1, 9 0 0 円
2	1 年以上 2 年未満	1, 9 7 0 円
3	2 年以上 3 年未満	2, 0 4 0 円
4	3 年以上 4 年未満	2, 1 1 0 円
5	4 年以上 5 年未満	2, 1 8 0 円
6	5 年以上 6 年未満	2, 2 5 0 円
7	6 年以上 7 年未満	2, 3 3 0 円
8	7 年以上 8 年未満	2, 4 2 0 円
9	8 年以上 9 年未満	2, 5 1 0 円
10	9 年以上 1 0 年未満	2, 6 1 0 円
11	1 0 年以上 1 1 年未満	2, 6 9 0 円
12	1 1 年以上 1 2 年未満	2, 8 1 0 円
13	1 2 年以上 1 3 年未満	2, 9 0 0 円
14	1 3 年以上 1 4 年未満	3, 0 0 0 円
15	1 4 年以上 1 5 年未満	3, 0 9 0 円
16	1 5 年以上 1 6 年未満	3, 1 9 0 円
17	1 6 年以上 1 7 年未満	3, 2 9 0 円
18	1 7 年以上	3, 3 9 0 円

※令和 6 年 4 月 1 日施行の規則改正により、時間額が変更されています。

7 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は、原則として基準日（6 月 1 日及び 1 2 月 1 日）に在籍し、かつ、会計年度内において基準日時点で 6 月以上の任用期間がある場合に支給します。

8 社会保険等の加入

時間講師として採用された場合には、地方公務員等共済組合法(昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号)、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところにより加入します。加入要件は次のとおりです。

社会保険（健康保険、介護保険及び厚生年金保険）の加入要件

（1）から（3）までの要件全てに該当する方が加入対象となります。

（1）同一の区市町村教育委員会・同一の都立学校・同一の教育庁出張所（島しょ）において、下記の①又は②を満たす者。

①任用期間が 2 か月を超えることが見込まれる場合で、任用期間中の週当たり持ち時数が 2

0 時間以上である者

②複数の任用に関する時数を合算することにより、週当たり持ち時数が 2 0 時間以上の時数

に達するとき、その 2 0 時間以上の時数を満たしている期間が 2 か月を超えることが見込まれ

る者（ただし、2 0 時間以上を満たしている期間のみ加入）。

雇用保険の加入要件

原則、3 1 日以上任用の見込みがあり、かつ週 2 0 時間以上の任用があること。

9 労働災害の補償

時間講師は、労働者災害補償保険法の適用を受けます。

10 服務の取扱い

時間講師は、地方公務員法及び教育公務員特例法の定める服務に関する規定が適用されます。

また、時間講師を含む職員の日常服務に関するものとして、「服務規程」その他があります。服務に関する規定に違反した場合は、懲戒処分を受けます。

懲戒処分とは別に、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たせない場合等は、分限処分が行われる場合があります。

第6 時間講師の折衝支援について

令和5年7月より、時間講師の折衝支援制度を開始しました。

名簿登載者に対しては、学校からの依頼に基づき、公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）からメール又は電話にて任用の打診のご連絡を行う場合があります。ご案内した案件について任用を希望された方を、TEPROから依頼元の学校に紹介します。その後は名簿登載者と学校とで面談等を行っていただき、勤務条件等について両者が合意に至れば任用内定となります。

TEPROへの情報提供を希望しない場合には、人事部職員課講師等任用担当までメールでご連絡ください。

なお、東京都教育委員会では、候補者の仲介・斡旋は行っておりませんので、各学校の募集状況や教科ごとの採用状況等についてのお問合せには一切お答えできません。

第7 臨時免許状等の活用による時間講師の任用について

本選考合格者のうち、以下の①及び②の条件に該当する者は、時間講師として任用することが可能です。

①本選考申込時に、臨時免許状等を活用した時間講師としての任用を希望した者

※ 受験申込書上の「免許状種別・校種」入力欄にて、「臨時免許状（取得予定・取得見込）」を選択した場合

②任用開始日までに、任用先の学校で必要な校種・教科について、東京都教育委員会が発行した臨時免許状等を取得した者

※ 臨時免許状等は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与できるととされており、授与が可能な校種・教科は限られます。

臨時免許状の手續に当たっては、採用が具体的に進んだ時点で、当該都立学校（区市町村立学校にあっては、当該学校を所管する区市町村教育委員会）から選考課免許担当にお問い合わせください。名簿登載者は、採用予定校の指示の下で臨時免許状を取得する手續を行ってください。

なお、臨時免許状等を活用した時間講師としての任用を希望しても、臨時免許状等が発行されず任用に至らない場合もございます。

Q&A

以下のQ & Aは代表的なものを掲載しております。その他のQ & Aについては、東京都教育委員会HP上のチャットボットでも確認することができますので、そちらもご参照ください。

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/recruit/teacher/part-time.html>

< 1 応募資格 >

1 教員免許状が失効してしまっていますが、時間講師として応募することはできますか？

応募は可能です。ただし、選考に合格した場合でも、免許状の再授与申請が完了するまで、東京都公立学校時間講師として、勤務することはできません。

2 教員免許状を取得見込みですが、応募することはできますか？

教員免許状取得見込みの方でも応募することができます。

3 教員免許状を持っていませんが、応募することは可能ですか？

臨時免許状を取得予定又は取得見込として、応募することは可能です。なお、任用時には東京都教育委員会から臨時免許状等が発行されている必要があります。

4 他の自治体で発行された臨時免許状を持っていれば、応募することは可能ですか？

臨時免許状を取得予定又は取得見込として、応募することは可能です。なお、任用時には東京都教育委員会から臨時免許状等が発行されている必要があります。

5 現在の住所は都内ではありません。時間講師として採用のお話があってから都内に引越したいと思います。応募することは可能ですか？

他道府県や海外に在住の方も応募は可能です。

6 年度末まで他県の非常勤講師として勤務予定です。応募することは可能ですか？

現在他県で在職中の方も応募は可能です。

7 現在、東京都の臨時的任用教員をしています。応募することは可能ですか？

東京都の臨時的任用教員の方も、応募することは可能です。

8 現在、期限付任用教員採用候補者名簿に登録されています。応募することは可能ですか？

現在、期限付任用教員採用候補者名簿に登録されている方も応募することは可能です。

9 年齢制限はありますか？

年齢制限はありません。

10 非常勤教員の選考と時間講師の選考の両方に応募することはできますか？

非常勤教員の選考と時間講師の選考の両方の選考に応募することは可能です。

< 2 申込方法 >

11 郵送による申込はできますか？

原則としてインターネットからのWEB申込のみとなります。

< 3 受験申込 >

12 中学校か高校のどちらかでの勤務を希望しているのですが、「希望校種」は二つ選べますか？

希望校種については二つまで選ぶことが可能です。また、選んだ校種のみでしか勤務できないということではなく、例えば、中学校の英語を選択し合格された場合でも、高校の英語の免許を所持していれば、高校での勤務も可能です。また、名簿登載者の方が使用できる「採用情報マッチング支援システム」で「希望校種・教科・科目」をご自身の勤務希望の教科に変更することができます。

※希望する校種・教科以外に採用を希望する校種・教科がある場合は、「免許状の取得状況」欄に当該免許状情報もあわせて入力してください。

13	特別支援学校を希望していますが、選考申込時の「希望校種・教科・科目」はどれを選ばいいですか？
	保有している免許状の校種（例：小学校全科の免許を保有している場合は、小学校）を一つ選択していただき、配置先等の希望で特別支援学校に係る項目にチェックを入れてください。
14	転居の予定があります。何日現在の住所を入力すればいいですか？
	申込日現在の住所を入力してください。名簿登載された場合は、速やかに「名簿登載事項異動届」をWEBで提出してください。
15	メールアドレスの入力は必須ですか？
	メールアドレスの入力は必須項目です。選考決定通知の電子送付を希望した場合、登録したメールアドレスあてに通知が届きますので、必ず有効なメールアドレスを登録してください。また、メールアドレスを入力いただけない場合、任用に関するご連絡や、採用情報マッチング支援システムのご利用にあたり不都合が生じる場合があります。
16	免許取得見込みのため、免許状番号や授与年月日が分かりません。どう入力すればよいですか？
	免許取得見込みの方は、免許校種・免許種別・免許教科のみ入力してください。免許番号・授与年月日・授与権者の欄は空欄でかまいません。
17	現在、1種免許状を取得済ですが、専修免許状を取得見込みです。どちらを入力すればよいですか？
	取得済みである1種免許状を入力してください。
18	特別支援学校の免許状を保有しており、「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の三つの領域が記載されています。「免許状の取得状況」の欄にはどのように入力すればいいですか？
	それぞれの領域ごとに一行ずつ入力してください。ただし、入力できる免許は5件までのため、希望順に入力してください。なお、第一希望教科及び第二希望教科の免許状は必ず入力してください。
19	教員免許状を持っておらず、臨時免許状等の活用による時間講師としての任用を希望する場合は、免許状をどのように入力すればいいですか？
	免許状種別・校種欄で「臨時免許状（取得予定・取得見込）」を選択してください。
20	職歴がたくさんあり、「職歴」欄に入力しきれませんが、どうすればいいですか？
	全て入力する必要はありません。 新しい順に上から 入力してください。
21	現在、民間企業で正社員として雇用期間の定めがなく働いてますが、「職歴」欄の終了年月日はどのように入力すればいいですか？
	雇用期間の定めがなく、現時点で退職等の予定もない場合、終了年月日は「在職中」と入力してください。
22	選考申込が完了した後に届いたメールを確認したら、入力した内容に誤りがありました。どうしたらいいですか？
	人事部職員課のS9000013@section.metro.tokyo.jpのメールアドレス宛てに、本文に「K07から始まる受付番号・氏名・生年月日」を明記し、メール件名を「令和7年度臨時的任用教員・時間講師採用候補者選考の申込内容修正」としてメールをお送りください。選考の進捗状況によっては修正できる場合があります。

<4 その他>

23	時間講師として実際に採用された場合、自分自身の給与がどれくらいになるのか知りたいのですがどうしたらいいですか？
	採用時にそれまでの職歴に関する在職証明書を提出いただきます。その上で初めて報酬単価が決定されるため、お問い合わせいただいてもお答えすることはできません。なお、報酬表や計算式は、要項の15～16ページをご覧ください。
24	職務内容で、授業はわかりますが、授業の実施に付随する業務と研修は具体的にはどのような業務ですか？
	授業の実施に付随する業務とは、児童・生徒の提出物の点検、定期考査の採点業務、成績会議への出席、他の教職員との打合せ等になります。 研修とは、東京都教育委員会が定める基準により、時間講師に命じられるものです。時間講師は、職場での研修や教職員研修センターでの研修などにより、業務遂行上必要な知識・技能を習得していただきます。

25 選考結果通知はメールで届きますか？	時間講師のみの受験で、電子文書による選考結果通知を希望された場合は、メールで通知が届きます。臨時的任用教員との併願者や、時間講師のみの受験者で郵送送付を希望された場合は、受験申込時に登録した住所に郵送で送付します。
26 申し込みをした選考の選考結果を教えてください。	選考結果につきましては、一切、お電話やメールでの照会を承っておりません。選考の可否に関わらず選考結果通知書をお送りいたしますので、到着をお待ちください。
27 選考の進捗具合が気になる場合はどうすればいいですか？	選考の進捗状況については、個別のお問い合わせにはお答えできません。選考の可否に関わらず選考結果通知書をお送りいたしますので、到着をお待ちください。
28 選考申込が完了した後に届いたメールに、申請状況を確認できるURLの記載がありました。これで選考の進捗状況を確認することはできますか？	メールに記載のURLにアクセスすると現在の申請状況が表示されますが、この表示と実際の選考手続きの進捗状況は一致しません。選考の進捗状況についてお問い合わせいただいても回答できませんので、選考結果通知書が届くのを待ちください。
29 選考結果通知書（電子文書）の交付メールが届きましたが、本文のリンクに入ったところダウンロードができませんでした。	以下の原因が考えられます。 ①インターネットのポップアップブロックがオンになっている。 ポップアップブロックをオフにしてください。 ②選考結果通知書のダウンロード期限を超過している。 選考結果通知書には3か月のダウンロード期限があります。 それまでにダウンロードをしていなかった場合は、Q31のとおり依頼を行ってください。
30 選考結果通知書（郵送）を再発行してもらいたいです。	選考結果通知書の再発行はできません。
31 選考結果通知書（電子文書）のダウンロード期限が切れてしまったため、再度発行してもらいたいです。	選考結果通知書には90日のダウンロード期限があります。 それまでにダウンロードをしていなかった場合、S9000013@section.metro.tokyo.jpのメールアドレス宛てに、本文に「K07から始まる受付番号・氏名・生年月日」を明記し、メール件名を「令和7年度時間講師採用候補者選考結果通知再発行希望」としてメールをお送りください。 なお、再度発行には1～2週間程度お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。
32 選考結果通知の電子交付を希望しましたが、事情により選考受験時に使用したメールアドレスの変更が必要となりました。後からメールアドレスを変更してもらうことは可能でしょうか。	人事部職員課のS9000013@section.metro.tokyo.jpのメールアドレス宛てに、本文に「K07から始まる受付番号・氏名・生年月日」を明記し、メール件名を「令和7年度時間講師採用候補者選考メールアドレス変更希望」としてメールをお送りください。 なお、変更手続きには1～2週間程度お時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和7年度採用東京都公立学校臨時的任用教員・時間講師採用候補者選考

選考課題

未来の東京を担う子供たちが自ら未来を切り拓く力を身につけるために、自身の希望する職種において、あなたはどのような取組を行いますか。希望する職種を記載した上で、400字程度で具体的に回答してください。

<以下、余白>

勤務希望地区について

第1地区	第8地区
千代田区、港区、品川区、大田区	立川市、青梅市、昭島市、福生市、東大和市、羽村市、武蔵村山市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
第2地区	第9地区
新宿区、目黒区、渋谷区、世田谷区	武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、清瀬市、東久留米市、西東京市
第3地区	第10地区
中野区、杉並区、練馬区	三鷹市、府中市、調布市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市
第4地区	第11地区
文京区、豊島区、北区、板橋区	大島町、利島村、新島村、神津島村
第5地区	第12地区
中央区、台東区、荒川区、足立区	三宅村、御蔵島村
第6地区	第13地区
墨田区、葛飾区、江東区、江戸川区	八丈町、青ヶ島村
第7地区	第14地区
八王子市、日野市、町田市	小笠原村

選考申込フォームの流れ

令和7年度東京都立学校臨時任用教員・時間講師採用候補者選考

①メールアドレスを入力し送信ボタンを押してください。

②登録したメールアドレス宛てに、このようなメールが届きますので、記載のURLをクリックしてください。

令和7年度東京都立学校臨時任用教員・時間講師採用候補者選考

③選考申込の入力画面が開きますので、画面の案内に従って入力を進めてください。全部で6ページ分の入力があります。

どのページにも、画面最下部に「入力内容を一時保存する」ボタンがありますので、適宜、一時保存してください。画面を閉じてしまっても、閉じる前と同じブラウザで②のリンクを開くことで一時保存した状態から入力を再開することができます。
なお、**必ず一時保存した状態から再開できるとは限りませんので、できるだけ最後まで入力を進めてください。**

令和7年度東京都立学校臨時任用教員・時間講師採用候補者選考

④最後のページで入力内容の確認をし、問題がなければ「送信」ボタンを押してください。

入力内容に誤りがある場合は、画面最下部にある「最初に戻る」ボタン、または「1つ前の画面に戻る」ボタンを押して内容を修正してください。このボタンを押しても、すでに入力した内容は削除されません。

省略

